

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

- ◇訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
保険医療機関等の指定
土地改良事業計画の適否決定(二件)
森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令
開発行為に関する工事の完了(三件)
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
参議院地方選出議員補欠選挙における立会演説会の開
催計画に関する意見の聴取

訓 令

鳥取県訓令第七号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和五十年十月鳥取県訓令第四号)の一部を
次のように改正する。

別表中

課長補佐
広報室長
県営林室長

を

課長補佐
広報室長
老人福祉対策室長
県営林室長

に

次長	所長	園長	院長	校長	場長	局長
次長	所長	園長	院長	校長	場長	局長
次長	所長	園長	院長	校長	場長	局長

次長	所長	園長	院長	校長	局長
次長	所長	園長	院長	校長	局長
次長	所長	園長	院長	校長	局長

に

衛生研究所	工業試験場	食品加工研究所	農業試験場	蚕業試験場	果樹試験場	野菜試験場	畜産試験場	中小家畜試験場	種畜場	林業試験場	水産試験場
-------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	-----	-------	-------

を

衛生研究所	工業試験場	食品加工研究所	農業試験場	蚕業試験場	果樹試験場	野菜試験場	畜産試験場	中小家畜試験場	種畜場	林業試験場	水産試験場	栽培漁業試験場
-------	-------	---------	-------	-------	-------	-------	-------	---------	-----	-------	-------	---------

に改める。

分場長	次長を置かない機 関にあつては、機 関の長	課長	係長	部長	分場長
園長	院長	校長	校長	校長	局長

部長	次長を置かない機 関にあつては、機 関の長	課長	係長	部長	局長
園長	院長	校長	校長	校長	局長

附則

この訓令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第八百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目二四ノ一	昭和五十六年九月四日
星野歯科医院	鳥取市青葉町二ノ一六七	昭和五十六年九月八日

鳥取県告示第八百七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二	昭和五十六年九月一日
産科婦人科大石医院	鳥取市鍛冶町五三	"
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目二五〇	"
橋本外科医院	鳥取市大杵志本木二〇四一三	昭和五十六年九月六日
中 村 医 院	米子市上後藤八〇一五	昭和五十六年九月十四日
医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原三一九一	昭和五十六年九月一日
米子医療生活協 同組合米子診療 所	米子市博労町三丁目八〇一	"
尾 崎 医 院	八頭郡八東町大字才代二八一	"
大 槻 医 院	八頭郡智頭町智頭 一五二〇一	昭和五十六年九月十四日
赤碓町国民健康 保険赤碓診療所	東伯郡赤碓町赤碓 一九二〇一三三	昭和五十六年九月一日
佐々木医院	東伯郡関金町関金宿一五二五	"
寛 齒 科 医 院	鳥取市吉方二丁目五五一	"
涌島齒科医院	鳥取市二階町二丁目二〇	"
谷口齒科医院	鳥取市扇町八六	"
地原齒科医院	鳥取市栄町六二六	"
岸本齒科医院	鳥取市本町二丁目二一八	"
熊谷齒科医院	鳥取市二階町二丁目一六	"
中本齒科医院	鳥取市茶町三一〇	"
中村齒科医院	鳥取市末広温泉町四六三	"
田本齒科わこう 診療所	米子市西福原五二五 わこう会館内	昭和五十六年九月十二日
樋口齒科医院	倉吉市新町二丁目三三七七	昭和五十六年九月一日
田中齒科医院	倉吉市明治町一〇二五一	"
諏訪部齒科医院	倉吉市瀬崎町二七六〇	"
小徳齒科医院	境港市外江町二〇六一	"
岩美齒科診療所	岩美郡岩美町浦富 一〇三九一八	"
井上齒科医院	八頭郡郡家町郡家六四七一	"
谷口齒科医院	八頭郡河原町河原五四一七	"
吉井齒科医院	東伯郡東郷町大字松崎四四七	"
中曾齒科医院	西伯郡会見町天万五三九	"

富士屋薬局	鳥取市川端二丁目二一五	"
有限会社大村薬局	鳥取市片原三丁目二〇一	"
川口薬局	鳥取市賀露町一五三九一二二	"
有限会社岡本薬局	鳥取市立川町六丁目二四八	"
有限会社木下薬局	米子市西倉吉町五九	"
稲田聴薬局	米子市日野町七	"
有限会社渡部薬局	米子市四日市町八七	"
有限会社稲田松太郎薬局	米子市紺屋町一	"
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町二二二	"
小坂薬局	米子市糺町一丁目一八	"
小林薬局有限公司	倉吉市明治町一〇三二一六	"
尾崎薬局	倉吉市上井三〇七	"
有限会社ホン薬局	倉吉市大正町一〇七九	"
有限会社富谷薬局	倉吉市河原町一九〇四	"
有限会社木町薬局	境港市本町一四一	"
有限会社景山薬局	境港市本町二	"

有限会社対山堂薬局	境港市本町三〇	"
木島薬局	八頭郡若桜町下町三八〇	"
森田薬局	八頭郡八束町大字富枝四八	"
有限会社森下薬局	八頭郡智頭町大字智頭 一六七六	"
島雄薬局	気高郡気高町大字宝木九一〇	"
徳吉薬局	気高郡鹿野町今市六二五一二	"
中原薬局	気高郡青谷町青谷三八五七	"
福市薬局	気高郡気高町大字勝見六九〇	"
三朝薬局	東伯郡三朝町三朝九七二一六	"
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町三朝八八八	"
藤井薬局	西伯郡淀江町大字淀江八二二	"
足立泌尿器科医院	米子市上後藤六五二六四	"
矢島医院	境港市新屋町一三二九一一	昭和五十六年九月十五日
倉吉病院附属歯科診療所	倉吉市上井二丁目八一七	昭和五十六年九月一日

鳥取県告示第八百七十五号

昭和五十六年七月七日付けで国府町から申請のあつた土地改良（玉鉾地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十六号

昭和五十六年八月二十一日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（小君地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十七号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

日野町及び日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十六年十月十六日から昭和五十七年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第八百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年六月三十日 鳥取県指令受米土維第五百十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生字北離池

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市内町一四一六

青戸未知

鳥取県告示第八百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年七月一日 鳥取県指令受都計第九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市富益町字新開四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木九四九

山陰住研株式会社

代表取締役 杉山明尚

鳥取県告示第八百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年九月九日 鳥取県指令受都計第二百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字上灘東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市上後藤五一―五

荒浜住設商事有限会社

代表取締役 荒浜頌雄

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

昭和五十六年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十六年九月二十八日（月）午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院地方選出議員補欠選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十五条第三項の規定に基づき、近く執行される予定の参議院地方選出議員補欠選挙における立会演説会の開催計画について意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めらる。

昭和五十六年九月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十六年九月二十八日（月）午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県庁第二庁舎第二十六会議室